

令和 8 年 1 0 月 1 日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率等について

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は下記のとおりです。

- 令和 7 年度決算に基づき **健全化判断比率**を算定したところ、下表のとおり、**4 指標とも早期健全化基準を下回りました。**

	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	－ %	11.59%
連結実質赤字比率	－ %	16.59%
実質公債費比率	0.5%	25.0%
将来負担比率	－ %	350.0%

- **各公営企業における「資金不足比率」については、令和 7 年度決算において資金不足を生じた公営企業はないため、該当ありません。**

1. 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

実質赤字	なし
------	----

(早期健全化基準 : 11.59% 財政再生基準 20.00%)

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

【対象の範囲】

一般会計等

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字	なし
--------	----

(早期健全化基準 : 16.59% 財政再生基準 : 30.00%)

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

【対象の範囲】

全会計（一般会計、特別会計）

(3) 実質公債費比率

0. 5%

(早期健全化基準：25.0% 財政再生基準 35.0%)

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率（3か年平均）であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。今年度の比率は、国の示した早期健全化基準をクリアしました。

【対象の範囲】

全会計、一部事務組合、広域連合

(4) 将来負担比率

算定なし

(早期健全化基準：350.0%)

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

今年度の比率は「なし」となりましたが、今後予定している大規模事業に伴う債務は含まれていないことに留意が必要です。また、対象範囲全体における将来負担額はもちろんですが、個々の会計における将来負担額についても注視する必要があります。特に企業会計については、利用者負担という観点から、今後より一層の企業努力が求められます。

【対象の範囲】

全会計、一部事務組合、広域連合、土地開発公社、第三セクター等

2. 各公営企業の資金不足比率について

各公営企業の資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和7年度においては、下表のとおり、資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当ありません。

(単位:%)

会計名	資金不足比率
長浜市病院事業会計	—
長浜市公共下水道事業会計	—
長浜市農業集落排水事業特別会計	—

【対象の範囲】

公営企業会計

1. 財政健全化法の概要について

平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられた。

各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなる。

（１） 早期健全化基準とは

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、いわばイエローカードともいうべき段階で、個別外部監査契約に基づいて監査を受けることと「財政健全化計画」の策定が義務付けられ、当該の自治体は国・県への報告義務を負うこととなる。

財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は県知事は、必要な勧告をすることができることとされている。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等へ報告しなければならないとされており、毎年度、その実施状況においても議会に報告し、公表しなければならない。

（２） 財政再生基準とは

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、いわばレッドカードともいうべき段階で、「財政再生計画」の策定が義務付けられ、総務大臣の同意を得なければ、地方債の発行もできないとされている。

財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、自治体の最も重要な権限である予算の変更等必要な措置を勧告できるという、たいへん強い関与を伴うものである。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表し、総務大臣に協議し、その同意を求めなければならない。

※早期健全化基準・財政再生基準（長浜市）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11.59%	16.59%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	